

# 3

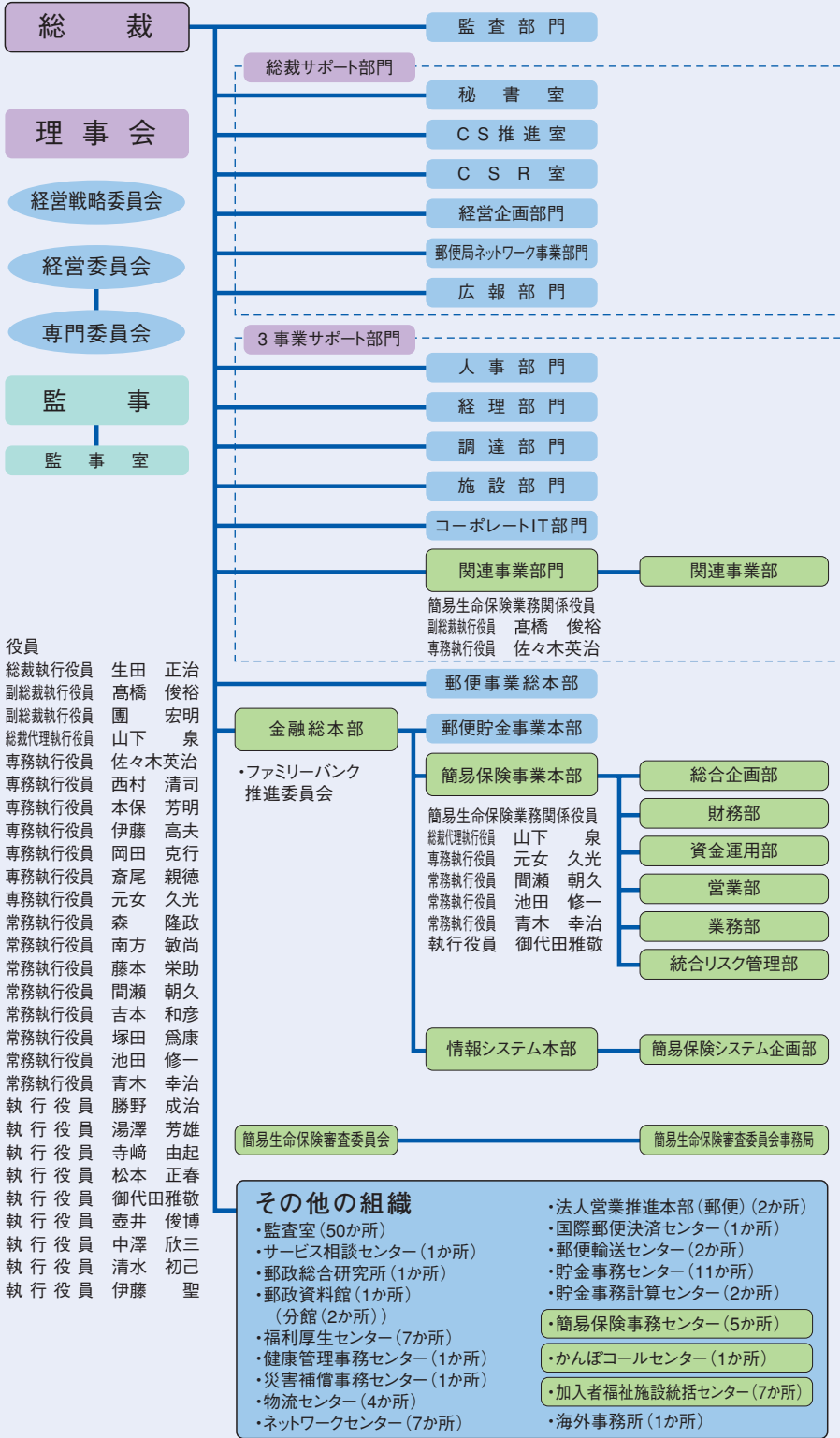
## 簡易保険業務概要

### CONTENTS

<b>1</b>	<b>組織の概要、役員の氏名・役職</b> .....	<b>44</b>
<b>2</b>	<b>業務の内容</b> .....	<b>45</b>
<b>3</b>	<b>商品・サービスのラインアップ</b> .....	<b>46</b>
1.	商品一覧、特約一覧 .....	46
2.	その他 .....	59
<b>4</b>	<b>都道府県別郵便局数（簡易保険）</b> .....	<b>61</b>
<b>5</b>	<b>その他の業務概要</b> .....	<b>62</b>
1.	ATMの設置数 .....	62
2.	窓口の取扱時間 .....	62
3.	簡易保険の電子計算システム .....	63
4.	簡易保険の契約上の権利義務に関する事項についての紛争に係る裁判によらない解決 .....	64
	参考：組織の概要、役員の氏名・役職 .....	65
<b>6</b>	<b>本社及び支社の所在地</b> .....	<b>66</b>
<b>7</b>	<b>沿革</b> .....	<b>67</b>

■平成18年7月14日現在の組織

## 本社組織



## 地方組織

### 支社(13か所)

- ・北海道支社
- ・東北支社
- ・関東支社
- ・東京支社
- ・南関東支社
- ・信越支社
- ・北陸支社
- ・東海支社
- ・近畿支社
- ・中国支社
- ・四国支社
- ・九州支社
- ・沖縄支社

- ・郵便貯金地域センター(49か所)

### 郵便局(約24,600局)

### 簡易郵便局(約20,200局)

- 参考
- 簡易郵便局(約4,400局)

### 附属施設

- ・簡易保険加入者福祉施設(87か所)
- ・通信病院(14か所)
- ・郵政健康管理センター(36か所)
- ・健康管理室(16か所)
- ・職員訓練所(11か所)

※    は簡易生命保険業務関係

注：平成18年3月31日現在の組織の概要は65ページをご覧ください。

## 組織の概要（簡易保険事務センター、郵便局及び簡易郵便局）

### ■ 本社

簡易保険事業の中期経営目標・中期経営計画、アクションプラン等の策定及び進捗管理並びに地方組織等の管理等を行う組織として、本社に金融総本部簡易保険事業本部を設置しています。

### ■ 簡易保険事務センター

簡易保険の契約の締結及び管理等に関する事務を行う組織として、仙台・東京・岐阜・京都・福岡の5か所に簡易保険事務センターを設置しています。

簡易保険事務センターでは契約締結事務のほか、保険金・年金・還付金等の支払決定、契約の異動・変更、保険料の受入監査、各種統計の作成等に関する事務を行っています。

### ■ 支社

全国各地に設置された郵便局をサポートする組織として、北海道、東北、関東、東京、南関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄の13か所に支社を設置しています。

簡易保険事業については、各支社の保険事業部（沖縄支社は貯金・保険事業部）が、簡易保険に関する郵便局のサポートや簡易保険資金の地方公共団体への貸付等の事務を行っています。

### ■ 郵便局

お客さまに接する窓口として、全国各地に平成17年度末現在20,221局の郵便局が設置されており、簡易保険事業では、このうち20,206局の郵便局で、保険・年金保険の販売、保険料の受入、保険金・年金の支払等の事務を行っています。

### ■ 加入者福祉施設

簡易保険の加入者の福祉を増進するために、加入者ホーム、総合健診センター、保養センター等の加入者福祉施設を全国に87か所設置しています。

このほか日本郵政公社から郵便局の窓口で取り扱う事務を受託した者が設置している施設（簡易郵便局）があります。簡易保険事業では、保険・年金保険契約の申込受理事務、保険料の受入事務、満期・生存保険金、健康祝金及び年金の支払事務を行っています。

## 2 業務の内容

日本郵政公社は、日本郵政公社法（平成14年法律第97号）第19条の規定に基づき、以下の業務を行っています。

- ① 簡易生命保険法の規定に基づく簡易生命保険の業務
- ② 簡易保険加入者福祉施設の設置及び運営
- ③ 原動機付自転車等責任保険募集の取扱いの業務

## 1. 商品一覧、特約一覧

## 簡易保険の種類と加入年齢

簡易保険は、万一の場合の家族の生活保障、老後の生活保障、子供の教育資金の準備など国民各自のライフサイクルを通じて生じる多様なニーズに備え、それぞれの加入目的に合わせた保険を取り扱っています。

平成18年4月1日現在、簡易保険の保険種類は、法律上、終身保険、定期保険、養老保険、家族保険、財形貯蓄保険、終身年金保険、定期年金保険、夫婦年金保険、終身年金保険付終身保険、定期年金保険付養老保険及び夫婦年金保険付家族保険の11種類ですが、これらは、さらに、約款上25種類に分けられており、加入者の方がその希望に合った保険種類を選択することができるようにしています。

## ①簡易保険の種類

法律上の保険種類	約款上の保険種類
終身保険	普通終身保険 特別終身保険 介護保険金付終身保険
定期保険	普通定期保険 職域保険
養老保険	普通養老保険 特別養老保険 特定養老保険 学資保険
家族保険	夫婦保険
財形貯蓄保険	財形積立貯蓄保険 財形住宅貯蓄保険
終身年金保険	即時終身年金保険 据置終身年金保険 介護割増年金付終身年金保険 財形終身年金保険 即時確定拠出終身年金保険 据置確定拠出終身年金保険
定期年金保険	即時定期年金保険 据置定期年金保険
夫婦年金保険	即時夫婦年金保険 据置夫婦年金保険
終身年金保険付終身保険	終身年金保険付終身保険
定期年金保険付養老保険	育英年金付学資保険
夫婦年金保険付家族保険	夫婦年金保険付夫婦保険
11種類	25種類

## ②簡易保険の加入年齢

保 険 種 類		加 入 年 齢									
		0	10	20	30	40	50	60	70	75 歳	
終身保険	普通終身保険 (ながいきくん〈定額型〉〈ばらんす型2・5倍〉)			20							65
	特別終身保険 (ながいきくん〈おたのしみ型〉)			20							65
	介護保険金付終身保険 (シルバー保険)			20							65
定期保険	普通定期保険			15						50	
	職域保険			15							65
養老保険	普通養老保険 (フリープラン)	0									70
	特別養老保険 (フリープラン〈2・5・10倍保障型〉)			15							65
	特定養老保険 (一病壮健プラン)					40					65
	学資保険	0	12	18							55(男性) 55(女性)
家族保険	夫婦保険			20							55
財形貯蓄	財形積立貯蓄保険			15							65
	財形住宅貯蓄保険			15							54
終身年金保険	即時終身年金保険									55	75
	据置終身年金保険			20							74
	介護割増年金付終身年金保険 (シルバー年金あんしん)			25							65
	財形終身年金保険					36					54
	即時確定拠出終身年金保険									60	70
	据置確定拠出終身年金保険	0									
定期年金	即時定期年金保険									55	70
	据置定期年金保険						45				69
夫婦年金	即時夫婦年金保険									55	75
	据置夫婦年金保険			25							74
終身年金保険付終身保険 (トータルプランしあわせ)				25							55
育英年金付学資保険 (育英学資)		0	12	18							55(男性) 55(女性)
夫婦年金保険付夫婦保険 (トータルプランふうふ)				25							55

注1： ■■■ は被保険者（夫婦保険は主たる被保険者及び配偶者である被保険者、夫婦年金保険及び夫婦年金保険付夫婦保険は主たる被保険者）、■■■ は保険契約者です。  
 注2： 夫婦保険及び夫婦年金保険の場合は夫婦の年齢差が15歳の範囲内であること、夫婦年金保険付夫婦保険の場合は夫婦の年齢差が15歳の範囲内、かつ、配偶者である被保険者の年齢が65歳以下であることを要します。  
 注3： 据置確定拠出終身年金保険の加入年齢範囲は、満70歳に達する日までです。

## 簡易保険の仕組み

### ①基本契約

種類	仕組み	備考
<b>終身保険</b> ●普通終身保険 (ながいきくん(定額型)〈ぼらんす型2・5倍〉)  ●特別終身保険 (ながいきくん〈おたのしみ型〉) ●介護保険金付終身保険 (シルバー保険)	終身間の死亡保障 ●死亡保険金のみ支払  ●生存保険金付き ●生存保険金及び介護保険金付き	●保険料は、60、65、70、75歳払込済 死亡保険金は、保険料払込期間満了後同額、1/2又は1/5  ●保険料は、60、65、70、75歳払込済  ●同上
<b>定期保険</b> ●普通定期保険 ●職域保険	一定期間の死亡保障 ●死亡保険金のみ支払 ●職域向け	●保険期間 10年 ●保険期間 1年(自動更新)
<b>養老保険</b> ●普通養老保険 (フリープラン) ●特別養老保険 (フリープラン〈2・5・10倍保障型〉) ●特定養老保険 (一病壮健プラン) ●学資保険	死亡保障と満期保障 ●死亡と満期の同額保障  ●死亡は満期の2、5、10倍保障  ●糖尿病り患者等向け  ●学資金積立用	●10～80歳満期  ●25～75歳満期  ●10年満期  ●15、18、22歳満期。契約者死亡後は保険料払込不要
<b>家族保険</b> ●夫婦保険	一契約で家族を保障 ●夫婦のみ保障	●10、15、20年満期 夫婦双方の死亡保障と、一方につき満期保障
<b>財形貯蓄保険</b> ●財形積立貯蓄保険 ●財形住宅貯蓄保険	勤労者の財産形成 ●一般の貯蓄用 ●住宅取得専用	災害死亡保障と満期保障 ●5、7、10年満期。満期保険金の使途自由 ●5、7、10年満期。満期保険金の使途住宅取得に限定 非課税
<b>終身年金保険</b> ●即時終身年金保険 ●据置終身年金保険  ●介護割増年金付終身年金保険 (シルバー年金あんしん) ●財形終身年金保険 ●即時確定拠出終身年金保険 ●据置確定拠出終身年金保険	終身間の年金 ●契約と同時に年金支払 ●契約後一定期間後年金支払  ●介護割増年金付き  ●勤労者の財産形成(終身年金用) ●契約と同時に年金支払 ●契約後一定期間後年金支払	●55～75歳年金支払開始 ●保険料一時払は同上 保険料分割払は55、60、65、70歳年金支払開始 ●55、60、65、70歳年金支払開始  ●60～65歳年金支払開始。非課税 ●60～70歳年金支払開始 ●70歳年金支払開始
<b>定期年金保険</b> ●即時定期年金保険 ●据置定期年金保険	5、10年の年金 ●契約と同時に年金支払 ●契約後一定期間後年金支払	●55～70歳年金支払開始 ●保険料一時払は同上 保険料分割払は55、60、65歳年金支払開始
<b>夫婦年金保険</b> ●即時夫婦年金保険 ●据置夫婦年金保険	夫婦の終身間の年金 ●契約と同時に年金支払 ●契約後一定期間後年金支払	●55～75歳年金支払開始 ●保険料一時払は同上 保険料分割払は55、60、65、70歳年金支払開始
終身年金保険付終身保険 (トータルプランしあわせ)	終身間の死亡保障と終身間の年金	55、60、65歳年金支払開始 死亡保険金は、年金支払開始後1/2又は1/5
育英年金付学資保険 (育英学資)	学資金積立用 育英年金付き	15、18、22歳満期 契約者死亡後は保険料払込不要、育英年金支払開始
夫婦年金保険付夫婦保険 (トータルプランふうふ)	夫婦の終身間の死亡保障と終身間の年金	55、60、65歳年金支払開始 死亡保険金は、年金支払開始後1/2又は1/5

### ②特約

上記の基本契約に付加することにより、病気やケガなどについて保障する特約として、災害特約、介護特約、傷害入院特約、疾病入院特約及び疾病傷害入院特約の5種類があります。

## 簡易保険の加入限度額

簡易保険に加入できる金額は、保険、年金、特約の別に、次のようになっています（詳細は165ページ参照）。

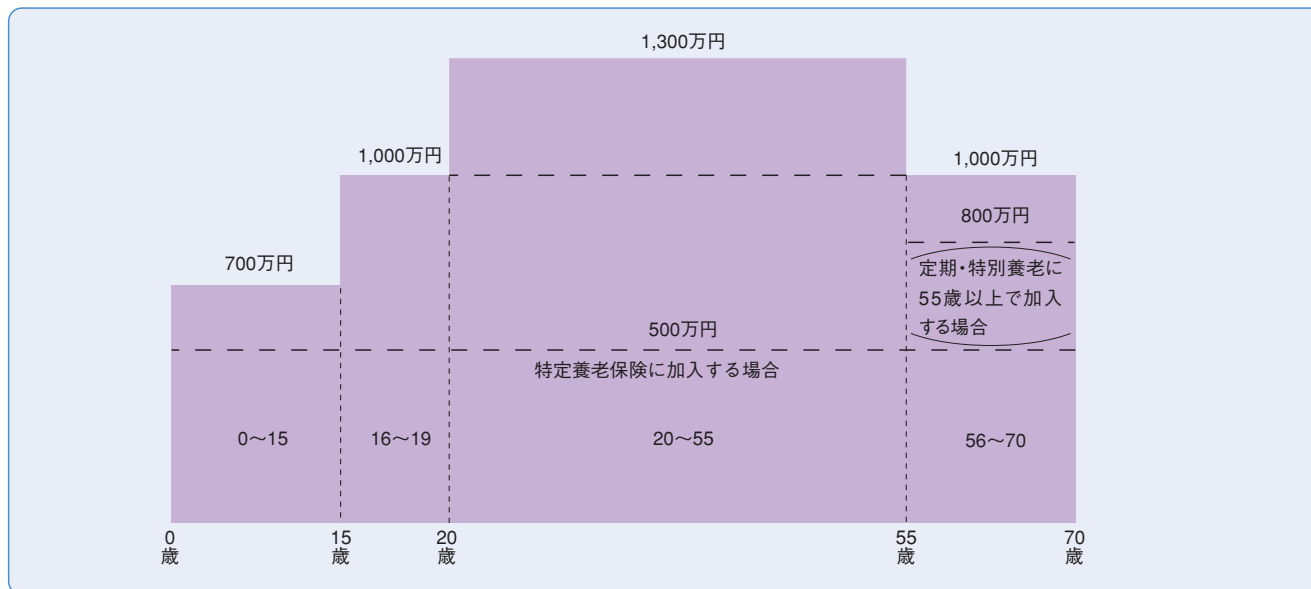
### ①保険（財形貯蓄保険を除きます。）

15歳以下	被保険者1人につき、700万円
16歳以上	被保険者1人につき、1,000万円

注1：特定養老保険に加入する場合は500万円まで、55歳以上の方が、定期保険・特別養老保険に加入する場合は800万円までです。

注2：20歳以上55歳以下の方は、加入後4年を経過した保険契約がある場合、最高1,300万円まで加入できます。

### ■保険の加入限度額



### ②年金

年金（介護割増年金を除きます。）	被保険者1人につき、初年度年額90万円
介護割増年金	被保険者1人につき、年額50万円

### ③特約

災害特約及び介護特約	被保険者1人につき、1,000万円	計2,000万円
入院保障の特約	被保険者1人につき、1,000万円	

## 基本契約

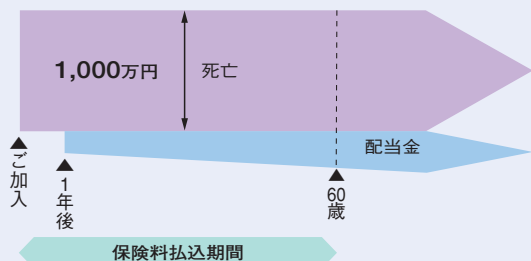
### ①終身保険の特長及び加入年齢範囲等

保険種類	特長	加入年齢範囲
普通終身保険 (ながいきくん〈定額型×ばらんす型2・5倍〉)	被保険者が死亡したときに死亡保険金を支払うもので、死亡保険金の額を一定額とするもの(定額型終身保険)と、保険料払込期間の満了前の死亡保険金の額を保険料払込期間の満了後の死亡保険金の額の2倍(2倍型終身保険)又は5倍(5倍型終身保険)とするものがあります。	20歳以上 65歳以下
特別終身保険 (ながいきくん〈おたのしみ型〉)	被保険者が死亡したときに死亡保険金を支払うほか、加入後、被保険者の生存中に一定期間が満了したときに、生存保険金を支払うものです。	
介護保険金付終身保険 (シルバー保険)	被保険者が死亡したときに死亡保険金を、加入後、被保険者の生存中に一定期間が満了したときに生存保険金を支払うほか、寝たきりなど特定要介護状態になり、その状態が一定期間継続したときに介護保険金を支払うものです。	

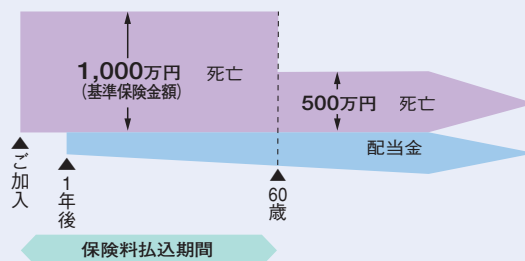
注：保険料払込済年齢は、60歳、65歳、70歳又は75歳(2倍型終身保険は60歳、65歳又は70歳、5倍型終身保険は60歳又は65歳)です。

## ■ 終身保険の仕組み

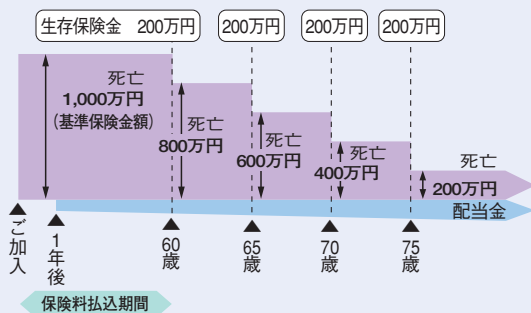
60歳払込済定額型終身保険  
(死亡保険金額1,000万円)にご加入の場合



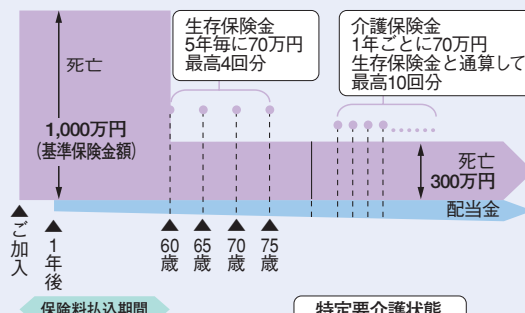
60歳払込済2倍型終身保険  
(基準保険金額1,000万円)にご加入の場合



60歳払込済特別終身保険  
(基準保険金額1,000万円)にご加入の場合



60歳払込済介護保険金付終身保険  
(基準保険金額1,000万円)にご加入の場合



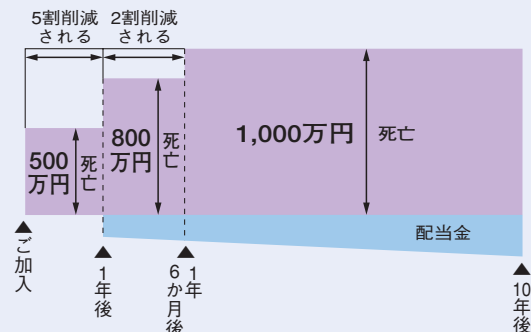
## ② 定期保険の特長及び加入年齢範囲等

保険種類	特長	保険期間	加入年齢範囲
普通定期保険	保険期間内に被保険者が死亡したときに死亡保険金を支払うものです。	10年	15歳以上50歳以下
職域保険	保険期間内に被保険者が死亡したときに死亡保険金を支払うもので、同一の職域の構成員又はその構成員でなくなった者を対象として職域取扱い(保険契約15件以上、職域の構成員である被保険者15人以上であることを要します。)をするものです。	1年	15歳以上65歳以下

注：保険料払込期間は全保険期間です。

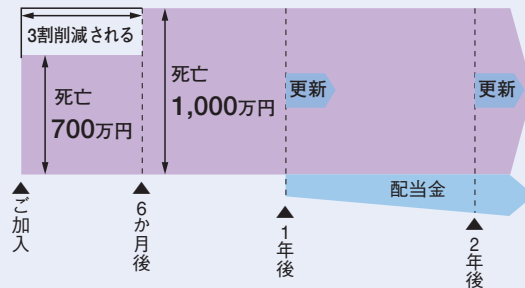
## ■ 定期保険の仕組み

普通定期保険  
(死亡保険金額1,000万円)にご加入の場合



注：加入後1年6か月を経過する前に不慮の事故等又は特定感染症によらないで死亡したときは、保険金が削減されます。

職域保険  
(死亡保険金額1,000万円)にご加入の場合



注：加入後6か月を経過する前に不慮の事故等又は特定感染症によらないで死亡したときは、保険金が削減されます。



### ③ 養老保険の特長及び加入年齢範囲等

保険種類	特長	保険期間	加入年齢範囲
普通養老保険 (フリープラン)	満期になったとき又は保険期間内に被保険者が死亡したときに保険金を支払うもので、満期又は死亡の場合に支払う保険金の額が同額です。	10歳から 80歳までの 各歳ぎざみ	0歳以上 70歳以下
特別養老保険 (フリープラン <2.5・10倍保障型>)	満期になったとき又は保険期間内に被保険者が死亡したときに保険金を支払うもので、死亡の場合の保険金の額が満期の場合の保険金の額の2倍(2倍型特別養老保険)、5倍(5倍型特別養老保険)又は10倍(10倍型特別養老保険)のものがああります。	25歳から 75歳までの 各歳ぎざみ	15歳以上 65歳以下
特定養老保険 (一病壮健プラン)	満期になったとき又は保険期間内に被保険者が死亡したときに保険金を支払うもので、加入の日から一定の期間、死亡の場合の保険金の額が、死亡の原因に応じて満期の場合の保険金の額と同額又は異なる額とするものです。	10年	40歳以上 65歳以下
学資保険	満期になったとき又は保険期間内に被保険者が死亡したときに保険金を支払うほか、保険契約者が死亡したときはその後の保険料の払込みを不要とするものです。 なお、生存保険金付18歳満期学資保険及び生存保険金付22歳満期学資保険については、加入後被保険者の生存中に保険期間内の一定期間が満了したときに生存保険金を支払います。	15歳、18歳 又は22歳	保険契約者 男性 18歳以上55歳以下 女性 16歳以上55歳以下 被保険者 0歳以上12歳以下

注1：普通養老保険、特別養老保険及び学資保険の保険期間の年齢は、保険期間の満了年齢です。

注2：特定養老保険は、糖尿病若しくは高血圧症にかかっている方又は悪性新生物(がん又は肉しゅ)にかかったことがある方で、その症状が一定の範囲内にある方を加入対象とします。

なお、加入可能な一定の症状の範囲等は、次のとおりです。

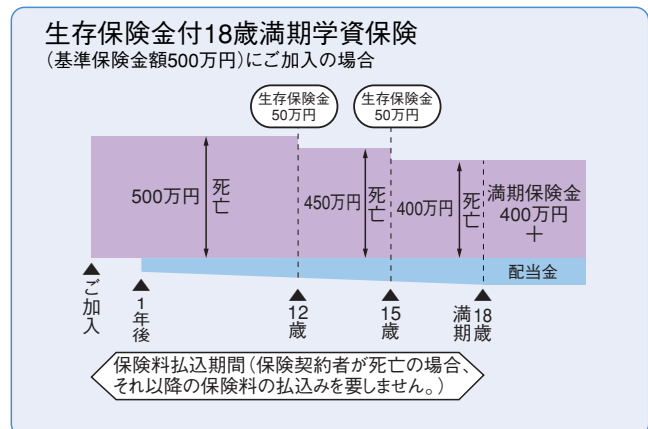
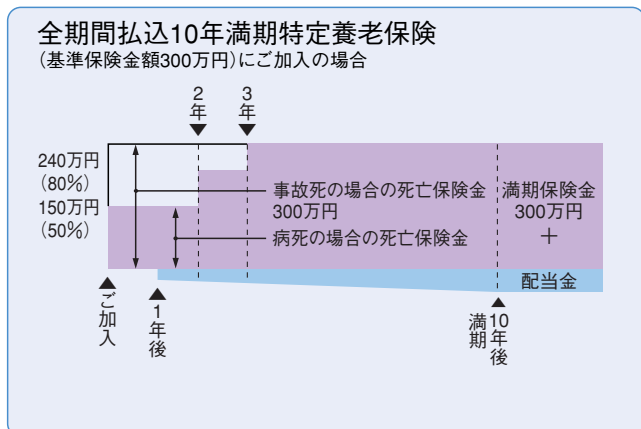
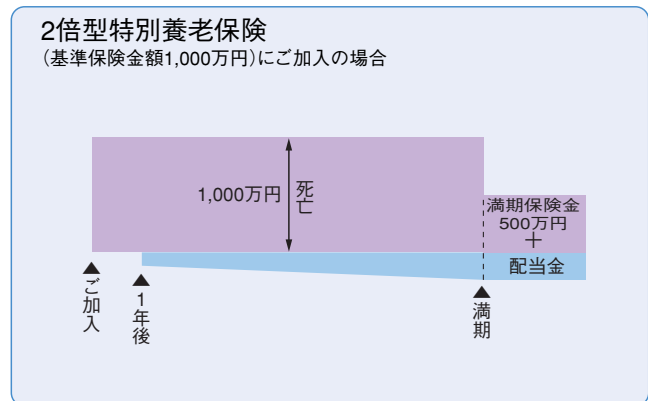
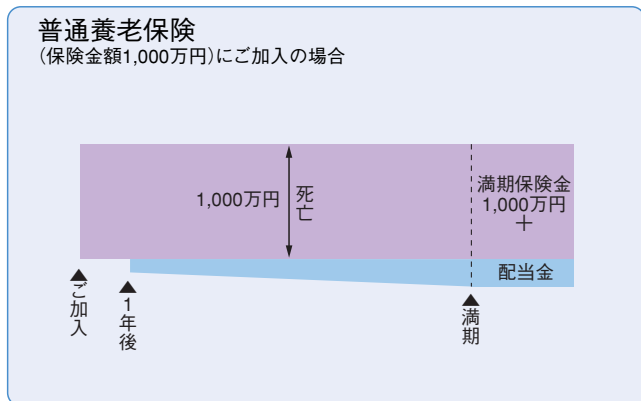
●糖尿病 通院又は投薬治療によって血糖値が良好にコントロールされていること。

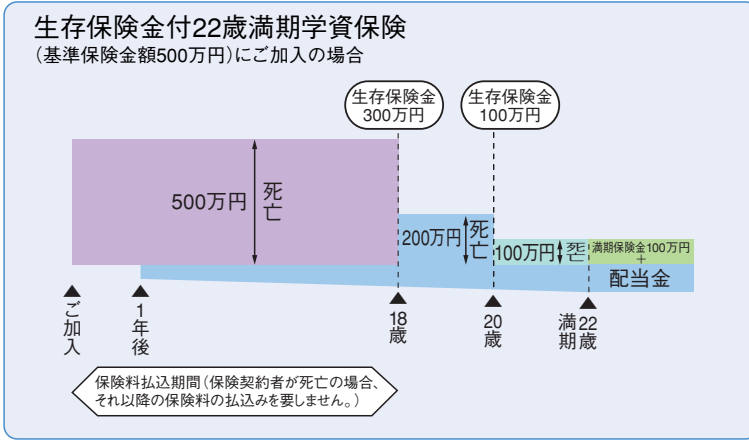
●高血圧症 通院又は投薬治療によって血圧値が良好にコントロールされていること。

●がん又は肉しゅ 根治術を受けてから5年以上経過し、治癒したと考えられること(根治術には、放射線照射のみの治療は含みません。)

注3：生存保険金付きの学資保険の保険料払込済年齢は18歳です。その他の養老保険の保険料払込期間は全保険期間です。

#### ■ 養老保険の仕組み





④ 家族保険の特長及び加入年齢範囲等

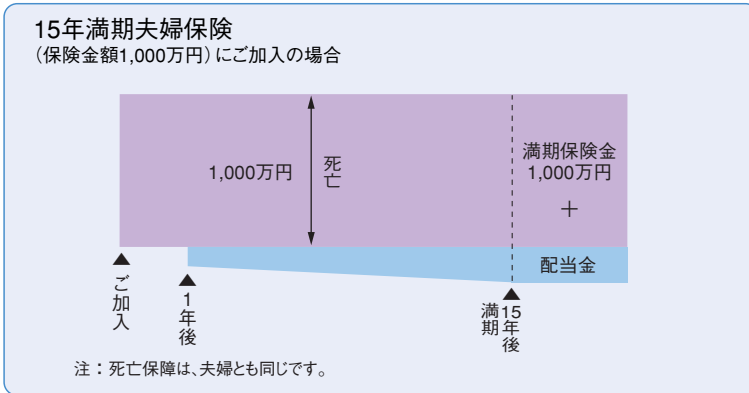
保険種類	特長	保険期間	加入年齢範囲
夫婦保険	夫婦の一方を主たる被保険者、その配偶者を配偶者である被保険者として加入するもので、保険期間の満了又は保険期間内の死亡について保険金を支払います。	10年、15年又は20年	20歳以上 55歳以下

注1：主たる被保険者と配偶者である被保険者との年齢差は15歳以内です。

注2：保険料払込期間は全保険期間です。

注3：現在提供している家族保険は、夫婦保険の1種類だけです。

■ 夫婦保険の仕組み



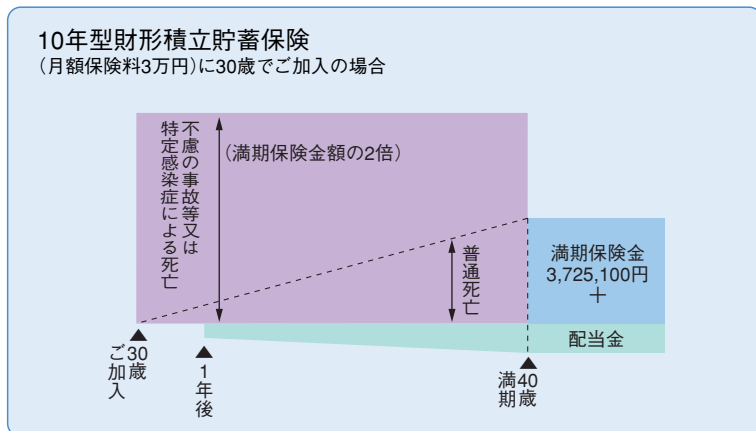
⑤ 財形貯蓄保険の特長及び加入年齢範囲等

保険種類	特長	保険期間	加入年齢範囲
財形積立貯蓄保険	勤労者を対象とした財産形成のための貯蓄保険で、満期になったとき、保険期間内に被保険者が不慮の事故等を直接の原因として被害の日から180日以内に死亡したとき、又は特定感染症で死亡したときに保険金を支払うものです。	5年、7年又は10年	15歳以上 65歳以下
財形住宅貯蓄保険	勤労者を対象とした住宅取得を目的とした貯蓄保険で、満期保険金の支払(保険金を住宅の取得資金に充てる場合)のほか、保険期間内に被保険者が不慮の事故等を直接の原因として被害の日から180日以内に死亡したとき、又は特定感染症で死亡したときに保険金を支払うもので、満期保険金等を住宅取得等の資金に充てる場合には非課税の取扱いが受けられます。		15歳以上 54歳以下

注1：保険料払込期間は全保険期間です。

注2：保険契約者及び被保険者が同一人で、かつ、勤労者財産形成促進法に規定する勤労者であることが必要です。

## ■財形積立貯蓄保険の仕組み



## ⑥終身年金保険の特長及び加入年齢範囲等

### ⑥-1 即時終身年金保険、据置終身年金保険及び介護割増年金付終身年金保険

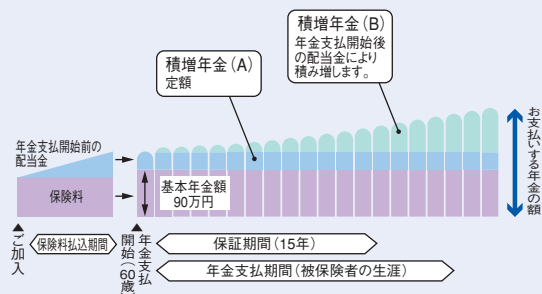
保険種類	特長	保険料払込種類	年金支払開始年齢	加入年齢範囲
即時終身年金保険	<p>加入の日から年金の支払事由が発生するもので、年金支払事由発生日から年金受取人の死亡に至るまで年金の支払をするものです。保証期間のあるものとなないものがあり、保証期間のあるものにあつては、一定の保証期間内に年金受取人が死亡したときは、その残りの期間中、年金継続受取人に継続して年金を支払います。</p> <p>保証期間のあるものには基本年金額が一定額のもの(定額型)と、毎年3%複利で逓増するもの(逓増型)があり、保証期間のないものの基本年金額は、一定額です。</p>	一時払	—	55歳以上 75歳以下
据置終身年金保険	<p>年金受取人が一定の年金支払開始年齢に達した日から年金の支払事由が発生するもので、年金支払事由発生日から年金受取人の死亡に至るまで年金の支払をするものです。保証期間のあるものとなないものがあり、保証期間のあるものにあつては、一定の保証期間内に年金受取人が死亡したときは、その残りの期間中、年金継続受取人に継続して年金を支払います。</p> <p>保証期間のあるものには基本年金額が一定額のもの(定額型)と、毎年3%複利で逓増するもの(逓増型)があり、保証期間のないものの基本年金額は、一定額です。</p>	一時払	55歳から 75歳までの 各歳きざみ	53歳以上 74歳以下
		分割払 (月掛)	55歳、60歳、 65歳又は70 歳	20歳以上 67歳以下
介護割増年金付 終身年金保険 (シルバー年金あんしん)	<p>年金受取人が一定の年金支払開始年齢に達した日から年金の支払事由が発生するもので、年金支払事由発生日から年金受取人の死亡に至るまで年金の支払をするほか、一定の保証期間内に年金受取人が死亡したときは、その残りの期間中、年金継続受取人に継続して年金を支払います。そのほか、年金受取人が寝たきりなど特定要介護状態になり、その状態が一定期間継続したときに、基本年金に加え、介護割増年金を支払います。</p> <p>基本年金額及び介護割増年金額は、一定額です。</p>	分割払 (月掛)	55歳、60歳、 65歳又は70 歳	25歳以上 65歳以下

注1：保証期間は55～69歳から年金を支払うものは15年、70～75歳から年金を支払うものは10年です。

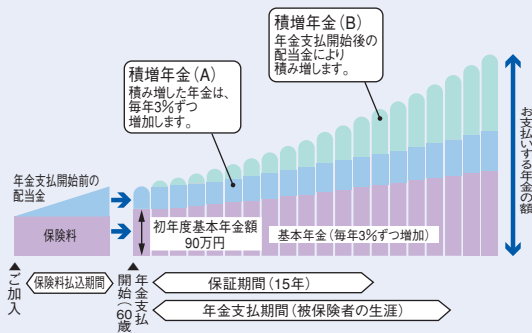
注2：据置終身年金保険(分割払)及び介護割増年金付終身年金保険の保険料払込済年齢は、年金支払開始年齢と同一の年齢です。

## ■終身年金保険の仕組み

60歳支払開始15年保証期間付定額型据置終身年金保険(分割払)  
(基本年金額90万円)にご加入の場合



60歳支払開始15年保証期間付逓増型据置終身年金保険(分割払)  
(初年度基本年金額90万円)にご加入の場合



### ⑥-2 財形終身年金保険

保険種類	特長	年金支払開始年齢	加入年齢範囲
財形終身年金保険	<p>勤労者を対象とした財形年金貯蓄のための年金保険で、年金受取人が一定の年金支払開始年齢に達した日から、年金受取人の死亡に至るまで年金の支払をするほか、一定の保証期間内に年金受取人が死亡したときは、その残りの期間中、年金継続受取人に継続して年金を支払うもので、年金受取人が受け取る年金について、非課税の取扱いが受けられます。</p> <p>基本年金額は一定額です。</p>	60歳から 65歳までの 各歳きざみ	36歳以上 55歳未満

注1：保険料払込種類は分割払(月掛又は半年掛)で、保証期間は15年です。

注2：保険料払込済年齢は、56歳から65歳までの各歳きざみです。

注3：保険契約者、被保険者及び年金受取人が同一人で、かつ、勤労者財産形成促進法に規定する勤労者であることが必要です。

### ⑥-3 即時確定拠出終身年金保険及び据置確定拠出終身年金保険

保険種類	特長	保険料払込種類	年金支払開始年齢	加入年齢範囲
即時確定拠出終身年金保険	<p>確定拠出年金制度における資産管理機関等を保険契約者かつ年金受取人とし、同制度において運用の指図を行った者を被保険者とするもので、保険契約の効力発生日から被保険者の死亡に至るまで年金の支払をするものです。</p> <p>基本年金額は一定額です。</p>	一時払	60歳から 70歳までの 各歳きざみ	60歳以上 70歳以下
据置確定拠出終身年金保険	<p>確定拠出年金制度における資産管理機関等を保険契約者かつ年金受取人とし、同制度において運用の指図を行った者を被保険者とするもので、被保険者が年金支払開始年齢に達した日から被保険者の死亡に至るまで年金の支払をするものです。</p> <p>基本年金額は一定額です。</p>	一時払	70歳	0歳以上 70歳以下

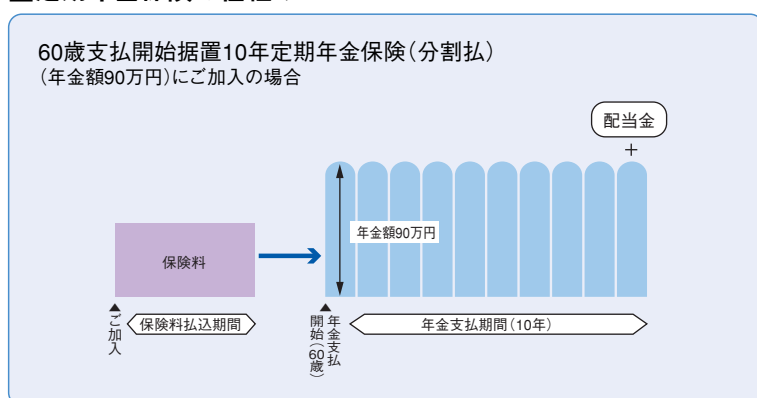
注：据置確定拠出終身年金保険における加入年齢範囲の70歳以下とは、満70歳に達する日までです。

## ⑦ 定期年金保険の特長及び加入年齢範囲等

保険種類	特 長	保 険 料 払込種類	年 金 支払期間	年金支払 開始年齢	加入年齢 範 囲
即時定期 年金保険	加入の日から年金の支払事由が発生するもので、年金支払事由発生日から一定の期間、年金受取人の生存中に限り、年金の支払をするものです。 年金額は一定額です。	一時払	10年	—	55歳以上 70歳以下
据置定期 年金保険	年金受取人が一定の年金支払開始年齢に達した日から一定の期間、年金受取人の生存中に限り、年金の支払をするものです。 年金額は一定額です。	一時払	10年	55歳から70歳 の各歳きざみ	53歳以上 69歳以下
		分割払 (月掛)	5年又は 10年	55歳、60歳 又は65歳	45歳以上 62歳以下

注：据置定期年金保険(分割払)の保険料払込済年齢は、年金支払開始年齢と同一の年齢です。

## ■ 定期年金保険の仕組み



## ⑧ 夫婦年金保険の特長及び加入年齢範囲等

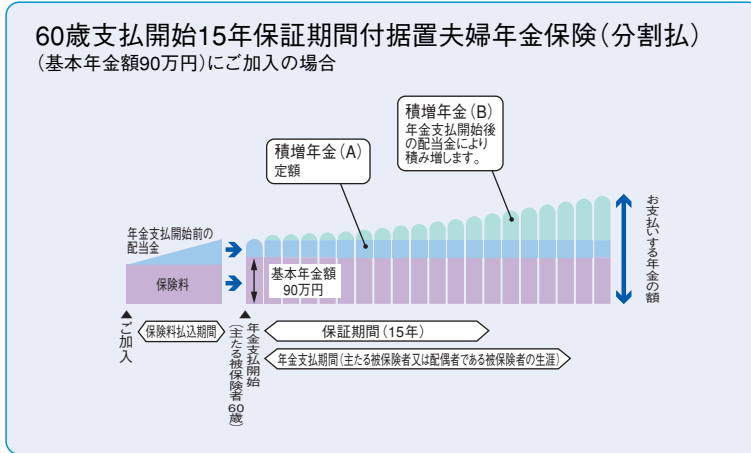
保険種類	特 長	保 険 料 払込種類	年金支払 開始年齢	主たる被保険者の 加入年齢範囲
即時夫婦年金保険	加入の日から年金の支払事由が発生するもので、年金支払事由発生日から夫婦の双方が死亡に至るまで年金の支払をするほか、一定の保証期間内に夫婦の双方が死亡したときは、その残りの期間中、年金継続受取人に継続して年金を支払います。 基本年金額は一定額です。	一時払	—	55歳以上 75歳以下
据置夫婦年金保険	主たる被保険者が年金支払開始年齢に達した日(主たる被保険者が年金支払開始年齢に達する前に死亡し、配偶者である被保険者が生存しているときは、主たる被保険者が生存しているものとした場合にその者の年金支払開始年齢に達することとなる日)から年金の支払事由が発生するもので、年金支払事由発生日から夫婦の双方が死亡に至るまで年金の支払をするほか、一定の保証期間内に夫婦の双方が死亡したときは、その残りの期間中、年金継続受取人に継続して年金を支払います。 基本年金額は一定額です。	一時払	55歳から 75歳までの 各歳きざみ	53歳以上 74歳以下
		分割払 (月掛)	55歳、60歳 65歳又は 70歳	25歳以上 67歳以下

注1：保証期間は55～69歳から年金を支払うものは15年、70～75歳から年金を支払うものは10年です。

注2：配偶者である被保険者の加入年齢範囲は、主たる被保険者との年齢差が15歳の範囲内です。

注3：据置夫婦年金保険(分割払)の保険料払込済年齢は、年金支払開始年齢と同一の年齢です。

■夫婦年金保険の仕組み

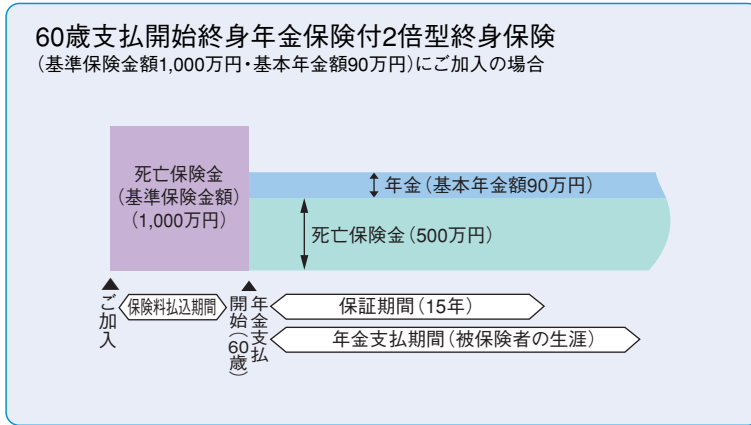


⑨終身年金保険付終身保険の特長及び加入年齢範囲等

保険種類	特長	年金支払開始年齢	加入年齢範囲
終身年金保険付終身保険 (トータルプランしあわせ)	被保険者が死亡したことにより死亡保険金を支払うほか、その者が年金支払開始年齢に達した日から死亡に至るまで年金の支払をするものです。また、一定の保証期間内に被保険者が死亡したときは、その残りの期間中、年金継続受取人に継続して年金を支払います。 基本年金額は一定額です。	55歳、60歳 又は65歳	25歳以上 55歳以下

注1：保証期間は15年です。  
 注2：年金支払開始年齢に達する前の死亡保険金額を年金支払開始年齢に達した後の死亡保険金額の2倍又は5倍とするものがあります。  
 注3：基準保険金額に対する基本年金額の割合は6%又は9%です。  
 注4：保険料払込済年齢は、年金支払開始年齢と同一の年齢です。

■終身年金保険付終身保険の仕組み

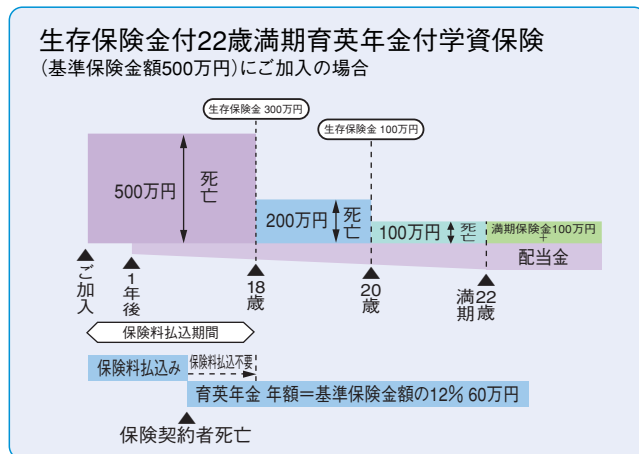
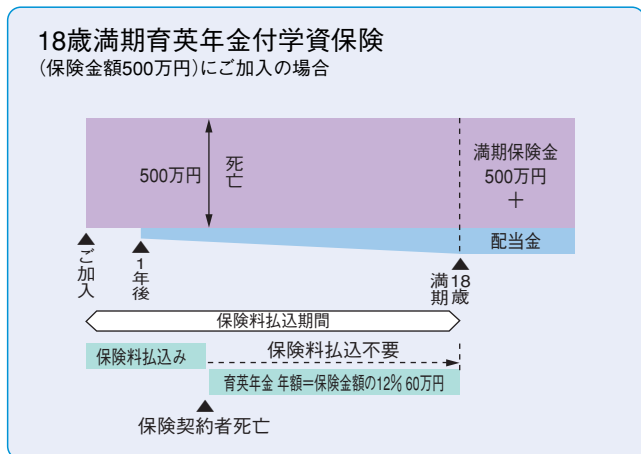


⑩育英年金付学資保険の特長及び加入年齢範囲等

保険種類	特長	保険期間	加入年齢範囲
育英年金付学資保険 (育英学資)	満期になったとき又は保険期間内に被保険者が死亡したときに保険金を支払うほか、保険契約者が死亡したときは、その後の保険料の払込みを不要とするとともに、満期になるまでの期間、毎年育英年金を支払います。 なお、生存保険金付18歳満期育英年金付学資保険及び生存保険金付22歳満期育英年金付学資保険については、加入後被保険者の生存中に保険期間内の一定期間が満了したときに生存保険金を支払います。	15歳、18歳 又は22歳	保険契約者 男性 18歳以上55歳以下 女性 16歳以上55歳以下 被保険者 0歳以上12歳以下

注1：保険期間の年齢は、保険期間の満了年齢です。  
 注2：生存保険金付きの育英年金付学資保険の保険料払込済年齢は18歳です。その他の育英年金付学資保険の保険料払込期間は、全保険期間です。

## ■育英年金付学資保険の仕組み



## ⑪夫婦年金保険付夫婦保険の特長及び加入年齢範囲等

保険種類	特長	年金支払開始年齢	主たる被保険者の加入年齢範囲
夫婦年金保険付夫婦保険 (トータルプランふうふ)	夫婦の一方を主たる被保険者、その配偶者を配偶者である被保険者として加入するもので、被保険者が死亡したことにより死亡保険金を支払うほか、主たる被保険者が年金支払開始年齢に達した日(主たる被保険者が年金支払開始年齢に達する前に死亡し、配偶者である被保険者が生存しているときは、主たる被保険者が生存しているものとした場合に、その者の年金支払開始年齢に達することとなる日)から夫婦の双方が死亡に至るまで年金を支払うものです。また、一定の保証期間内に夫婦の双方が死亡したときは、その残りの期間中、年金継続受取人に継続して年金を支払います。 基本年金額は一定額です。	55歳、60歳 又は65歳	25歳以上 55歳以下

注1：保証期間は15年です。

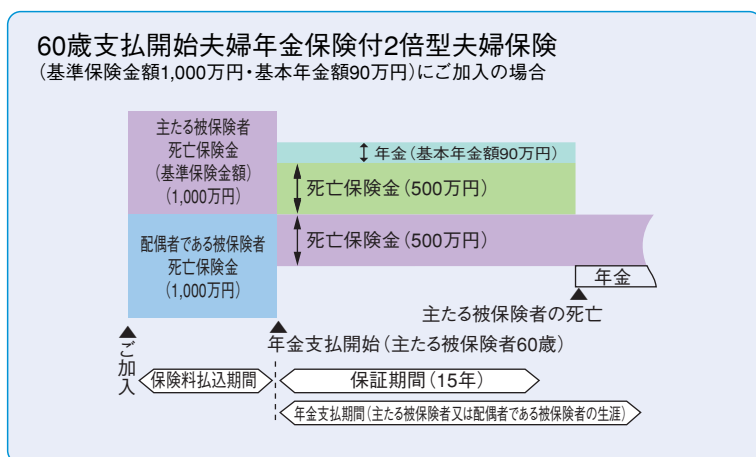
注2：年金支払開始年齢に達する前の死亡保険金額を年金支払開始年齢に達した後の死亡保険金額の2倍又は5倍とするものがあります。

注3：配偶者である被保険者の加入年齢範囲は、主たる被保険者との年齢差が15歳の範囲内で、かつ、65歳以下です。

注4：基準保険金額に対する基本年金額の割合は6%又は9%です。

注5：保険料払込済年齢は、年金支払開始年齢と同一の年齢です。

## ■夫婦年金保険付夫婦保険の仕組み



## 特約

- ・ 特約は、基本契約に付加することにより、ケガによる死亡・身体障がい、病気やケガによる入院・手術・通院・療養等について保障するものです。
- ・ 1の基本契約には複数の特約（最高3つ）を付加することができます。特約は、基本契約の申込みの際付加することができるほか、一定の条件の下に、既契約に付加することができます。
- ・ 特約の保険期間は、特約の加入から基本契約の保険期間又は年金支払期間の終期までです。
- ・ 特約に加入することができるのは、65歳以下の方です。

注：普通養老保険の基本契約の申込みと同時に特約を付加する場合は、70歳まで加入できます。

### ■特約の種類、保障内容、付加できる保険種類等

特約種類	保障内容	利用枠	特約を付加できる保険種類
①災害特約	ケガによる死亡・身体障がい	1,000万円	財形商品、介護割増年金付終身年金保険及び確定拠出年金商品を除く全保険種類
②介護特約	特定要介護状態 ケガによる死亡・身体障がい		介護保険金付終身保険のみ
③傷害入院特約	ケガによる入院・手術・通院・療養	上記とは別枠で 1,000万円	財形商品及び確定拠出年金商品を除く全保険種類
④疾病入院特約	病気による入院・手術・通院・療養		特定養老保険、財形商品及び確定拠出年金商品を除く全保険種類
⑤疾病傷害入院特約	病気による入院・手術・通院・療養 ケガによる入院・手術・通院・療養		



## 2. その他

### 前納割引率の設定（平成18年4月実施）

簡易保険では、加入者の利便を図るため、保険料の前納払込みの制度を設けており、保険料の前納払込みがされた場合は、保険料の割引を行うこととしています。

前納割引率は、毎年度、直近の市場金利等を踏まえて設定することとしており、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの保険料の前納払込みに適用する割引率を以下のとおり設定しました。

なお、この割引率は既契約に対しても同様に適用します。

#### ■新旧前納割引月数の例示

（単位：月分）

前納期間	前納割引月数			（参考）前納払込月数	
	①今回	②前回	①－②	今回	前回
3月	0.06	0.06	0.00	2.94	2.94
6	0.15	0.15	0.00	5.85	5.85
1年	0.35	0.35	0.00	11.65	11.65
2	0.71	0.71	0.00	23.29	23.29
3	1.09	1.08	0.01	34.91	34.92
5	2.08	2.04	0.04	57.92	57.96
10	6.99	6.96	0.03	113.01	113.04
15	16.59	16.77	▲ 0.18	163.41	163.23
20	31.91	32.04	▲ 0.13	208.09	207.96
30	77.05	76.45	0.60	282.95	283.55

注：昭和62年8月31日以前の契約については、昭和62年8月31日当時の前納割引月数と、平成18年4月1日以降の前納割引月数のいずれか高い方の月数が適用されます。

### 確定拠出終身年金保険の還付金率の設定（平成18年4月実施）

確定拠出終身年金保険の還付金率は、毎年度、直近の市場金利等を踏まえて設定することとしており、平成18年4月1日以降に払込みをしていただいた一時払保険料に適用する還付金率を設定しました。還付金率の計算に用いる利率は以下のとおりです。

なお、平成18年3月31日以前に払い込まれている一時払保険料については、払込時の還付金率を適用します。

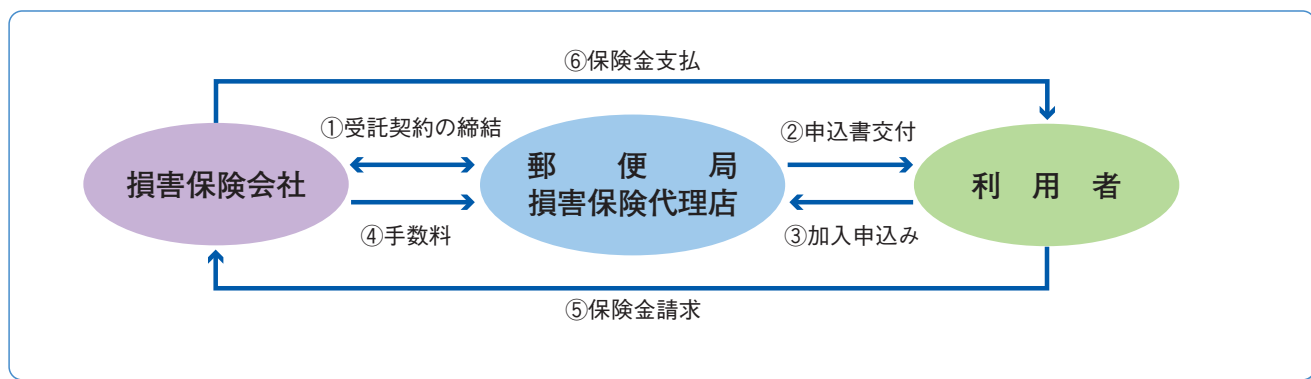
#### ■新旧還付金の計算に用いる利率の例示

経過期間	①今回	②前回	①－②
	%	%	ポイント
1年	0.01	0.01	0.00
3	0.07	0.05	0.02
5	0.16	0.15	0.01
10	0.40	0.40	0.00
15	0.40	0.40	0.00
20	0.40	0.40	0.00

注：今後還付金率に変更があった場合には、その後に払い込まれる一時払保険料に対する還付金率は、変更後の率が適用されます。

## バイク自賠責保険の取扱い

強制保険でありながら、無保険車両の割合が高いため、社会的に普及が求められている原動機付自転車及び250cc以下の二輪自動車の自賠責保険の契約の締結の代理を損害保険会社から受託して、平成13年10月から全国の郵便局窓口において取り扱っており、その普及の促進に寄与しています。



### ■バイク自賠責保険取扱件数

年度	取扱件数
平成13年度	19,238件
平成14年度	54,923件
平成15年度	58,639件
平成16年度	60,360件
平成17年度	62,191件

## 4

## 都道府県別郵便局数(簡易保険)

■平成18年3月末現在

(単位:局、室)

都道府県	普通郵便局		特定郵便局		簡易郵便局	合計	分室 (別掲)
	集配局	無集配局	集配局	無集配局			
北海道	72	1	373	769	221	1,436	1
青森	11		67	189	76	343	
岩手	15		96	197	85	393	
宮城	17	3	82	262	73	437	
秋田	10		85	178	111	384	
山形	13		77	199	95	384	
福島	22		125	285	93	525	
茨城	39		61	365	51	516	
栃木	22		57	232	41	352	
群馬	21		45	236	22	324	
埼玉	54	1	25	543	10	633	
千葉	49		53	590	30	722	
東京都	87	23	16	1,379	8	1,513	2
神奈川県	58	2	11	682	13	766	
山梨	15		32	154	30	231	
新潟	32		125	378	123	658	
長野	29		120	294	200	643	
富山	20		27	165	52	264	
石川	10		50	193	62	315	
福井	10		44	157	27	238	
岐阜	24		99	232	70	425	
静岡県	37		78	369	60	544	
愛知県	67		53	715	72	907	1
三重	17		80	275	58	430	
滋賀	14		39	174	27	254	2
京都	28		46	368	28	470	1
大阪府	68	6	8	1,010	17	1,109	2
兵庫県	51		93	696	104	944	
奈良	17		42	182	72	313	
和歌山	14		53	196	40	303	
鳥取	4		46	97	79	226	
島根	9		95	153	97	354	
岡山	23		94	302	88	507	
広島	29	2	123	430	89	673	
山口	20		97	237	32	386	
徳島	10		58	135	17	220	
香川	15		29	145	15	204	
愛媛	18		68	231	31	348	
高知	14	1	57	157	62	291	
福岡	58		54	602	89	803	
佐賀	13		36	117	39	205	
長崎	16		101	194	128	439	
熊本	18		91	282	172	563	
大分	16		76	216	93	401	
宮崎	11		64	121	114	310	
鹿児島	23		136	277	267	703	
沖縄	13	1	51	115	22	202	1
合計	1,253	40	3,438	15,475	3,405	23,611	10

注1: 昭和基地内郵便局及び船内郵便局を含んでいません。

注2: 局数には一時閉鎖局を含んでいます。

ハイライト

経営の取組

簡易保険業務概要

加入者福祉事業

資料編

ご案内

## 1. ATMの設置数

ATMは昭和54年度から設置を開始し、平成4年度末までに、すべての郵便局（スペースの問題などで設置が困難な一部の郵便局及び簡易郵便局を除く。）に設置しています。

（単位：台、か所）

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
設 置 台 数	25,802	26,123	26,483	26,519	26,297
局 外 設 置 か 所 数	2,748	2,817	2,874	2,869	2,564

## 2. 窓口の取扱時間

曜 日	取 扱 時 間
月曜日～金曜日	9：00～16：00（中央郵便局など一部の郵便局は18：00まで）
土曜日と日曜日・休日	休ませていただきます。

注1：12月31日、1月2日及び3日は休ませていただきます。

注2：一部、所在地や設置場所等の特別の理由により、取扱時間を変更している郵便局があります。

### 3. 簡易保険の電子計算システム

#### 機械化の沿革

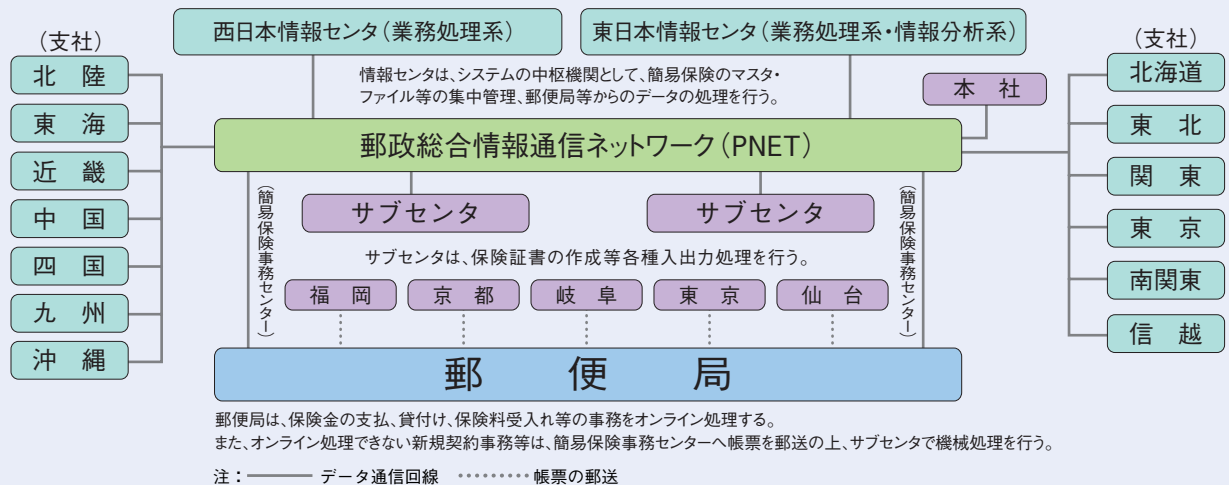
大正15年 10月	統計事務についてPCS(パンチカード・システム)による機械化を実施
昭和34年 6月	神奈川、茨城両県から、保険契約事務についてPCSによる機械化を実施
昭和42年 4月	京都地方簡易保険局(現京都簡易保険事務センター)においてEDPS(電子計算組織)による機械化を実施
昭和44年 4月	本省数理統計事務等についてEDPSによる機械化を実施
昭和45年 4月	岐阜・高松及び福岡地方簡易保険局(現岐阜及び福岡簡易保険事務センター)においてEDPSによる機械化を実施
昭和46年 4月	東京・仙台及び札幌地方簡易保険局(現東京及び仙台簡易保険事務センター)においてEDPSによる機械化を実施
昭和52年 2月	東日本地域において簡易保険業務総合機械化システムによるオンライン・サービスを開始(1次オンライン・システム)
昭和53年 1月	西日本地域において簡易保険業務総合機械化システムによるオンライン・サービスを開始
昭和56年 3月	全国の集配普通郵便局のオンライン化を完了
昭和58年 1月	集配特定郵便局のオンライン化を開始
昭和60年 10月	全国の集配特定郵便局のオンライン化を完了
昭和61年 1月	簡易保険業務総合機械化システムの更改・拡充を実施(2次オンライン・システム)
昭和61年 4月	無集配郵便局のオンライン化を開始
昭和62年 3月	郵便局用窓口端末機(共用)を使用開始、データ通信網のPNET切替開始
昭和63年 8月	集配郵便局用端末機のPNETへの切替完了
平成2年 1月	情報系システムの開始
平成2年 4月	帳票発行の機械化の開始
平成4年 9月	全国の無集配郵便局のオンライン化を完了(全郵便局のオンライン化完了)
平成5年 1月	簡易保険業務総合機械化システムの更改・拡充を実施(3次オンライン・システム)
平成6年 3月	営業活動支援システムの開始
平成7年 4月	支払審査用端末機による支払審査事務の一部機械化を実施
平成10年 1月	情報系システムの更改
平成13年 1月	簡易保険総合情報システムの更改・拡充を実施(4次オンライン・システム)
平成13年 3月	携帯端末機による保険料収納事務の開始
平成13年 10月	かんぽコールセンターシステムの開始
平成13年 11月	かんぽホームページを利用した「保険加入相談受付」サービス等の実施
平成14年 5月	携帯端末機による保険料収納事務の全集配局の移行完了
平成17年 4月	簡易保険事務センター再編に伴うシステム対応の完了
平成18年 4月	民間金融機関口座を利用した保険料の口座払込み及び保険金等の口座払込みのシステム化

## 簡易保険のシステム構成と役割

簡易保険のシステムは、次のシステム構成図のように、全国を東西2つのブロックに分け、東日本情報管理センターに東日本情報センタ、西日本情報管理センターに西日本情報センタを置き、これらと各簡易保険事務センター内の各サブセンタ（計5サブセンタ）、全国の郵便局、支社等及び本社をデータ通信回線で結ぶ構成になっており、保険金、貸付金等の支払事務の処理時間が短縮されるなど加入者サービスの向上に大きな効果を発揮しています。

また、このオンライン・システムによって支社等及び本社の事務についても情報の収集、分析の迅速化、高度化が図られ、経営管理の近代化に役立っています。

簡易保険のシステム構成図



## 簡易保険のシステムにおける危機管理

簡易保険のシステムでは、大規模災害に備えた措置として、東日本情報センタ及び西日本情報センタが相互にバックアップする構成としています。

これらのように、簡易保険では平素よりお客さまサービス及び正常業務運行の確保を第一に考えたシステム構築に努めるとともに、万一の障害発生時に早期復旧を施せるよう、緊急事態への対応を準備した運用を行っています。

### 4. 簡易保険の契約上の権利義務に関する事項についての紛争に係る裁判によらない解決

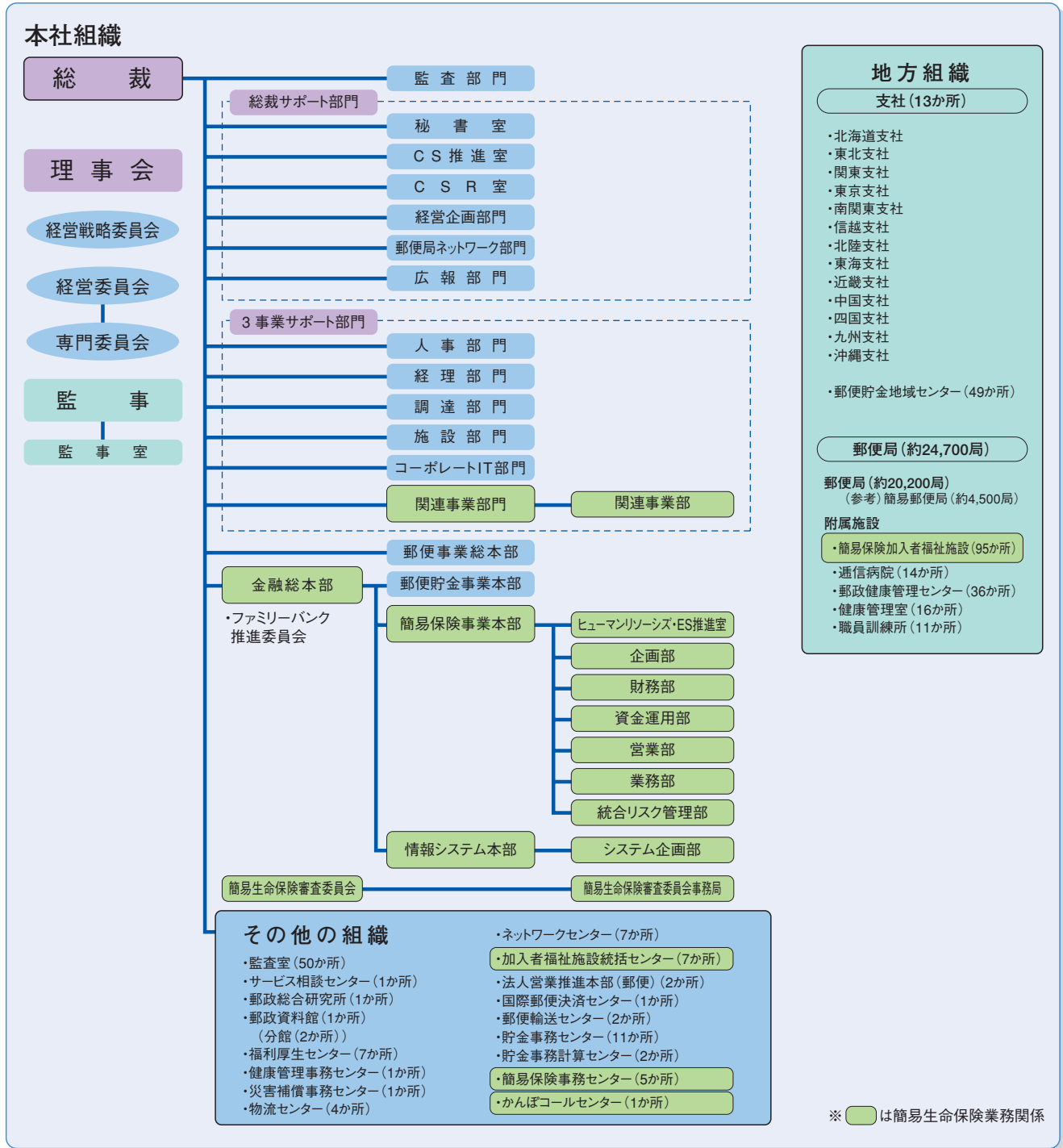
簡易生命保険の契約上の権利義務に関する事項について、公社とお客さまとの間に紛争が生じた場合に、お客さま（保険契約者、保険金受取人又は年金受取人）は、民事訴訟の手続によるのではなく、費用を要しない簡易な手続により紛争を解決する手段として、簡易生命保険審査委員会に審査の請求をすることができます。

簡易生命保険審査委員会は、公社が、お客さまとの紛争の解決を図るための第三者による公平かつ中立な審査機関として設置しているもので、お客さまからの審査の請求により、その紛争についての審査・裁定を行います。

公社は、簡易生命保険審査委員会が行った審査の結果を尊重することとしています。

# 参考：組織の概要、役員の氏名・役職

## ■平成18年3月31日現在の組織



## ■平成18年3月31日現在の役員

- 総 裁**  
 生田 正治  
**副総裁**  
 高橋 俊裕 團 宏明  
**理 事**  
 山下 泉 佐々木英治 西村 清司 本保 芳明 藤本 栄助 伊藤 高夫 岡田 克行 間瀬 朝久  
 齋尾 親徳  
 瀬戸 雄三(非常勤) 宗国 旨英(非常勤) 葛西 敬之(非常勤) 池尾 和人(非常勤) 石倉 洋子(非常勤)  
**監 事**  
 関根 義雄 高橋 守和 井上 秀一(非常勤)

## 6

# 本社及び支社の所在地

(平成18年3月31日現在)

	郵便番号	住 所
本 社	〒100-8798	東京都千代田区霞が関1丁目3番2号
北 海 道 支 社	〒060-8797	北海道札幌市中央区北2条西4丁目3番地
東 北 支 社	〒980-8797	宮城県仙台市青葉区一番町1丁目1番34号
関 東 支 社	〒330-9797	埼玉県さいたま市中央区新都心3番地1
南 関 東 支 社	〒220-8797	神奈川県横浜市西区平沼1丁目1番3号
東 京 支 社	〒106-8797	東京都港区麻布台1丁目6番19号
信 越 支 社	〒380-8797	長野県長野市栗田801番地
北 陸 支 社	〒920-8797	石川県金沢市尾張町1丁目1番1号
東 海 支 社	〒469-8797	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目2番5号
近 畿 支 社	〒530-8797	大阪府大阪市中央区北浜東3番9号
中 国 支 社	〒730-8797	広島県広島市中区東白島町19番8号
四 国 支 社	〒790-8797	愛媛県松山市宮田町8番地5
九 州 支 社	〒860-8797	熊本県熊本市城東町1番1号
沖 縄 支 社	〒900-8797	沖縄県那覇市東町26番29号

1  
ハイライト

2  
経営の取組

3  
簡易保険業務概要

4  
加入者福祉事業

5  
資料編

6  
ご案内



## ■簡易保険事業のあゆみ

大正 5年 7月	簡易生命保険法及び簡易生命保険特別会計法（旧法）の公布	51年 1月	財形貯蓄保険の創設
10月	簡易保険事業の開始		昭和24年5月以前の保険契約に関する特別措置の実施
8年 8月	簡易保険積立金の運用開始	7月	簡易保険キャンプセンターの開設
9年 10月	簡易保険局の設置	9月	簡易保険の解約・失効契約に対する剰余金分配制度の実施
10年 4月	簡易保険余剰金の運用開始	10月	簡易保険総合レクセンターの開設
11年 9月	簡易保険健康相談所の開設	52年 2月	簡易保険業務総合機械化システムによるオンライン業務の開始
15年 3月	郵便年金法及び郵便年金特別会計法（旧法）の公布		集配普通郵便局のオンライン業務の開始
10月	郵便年金事業の開始、郵便年金余剰金の運用開始 保険料の前納割引制度の実施	9月	簡易保険の加入限度額の改正（800万円→1,000万円）
昭和 3年 8月	郵便年金積立金の運用開始		保険契約の申込みの撤回等の制度の創設
11月	国民保健体操（ラジオ体操）の開始	53年 5月	簡保資金の資金運用部預託利率の改善（7年以上預託の利率マイナス0.1%以上）
5年 12月	高齢の被保険者に対する保険料払込免除制度の実施		積立金の運用範囲の拡大（金融債（東京銀行債権））
6年 10月	団体取扱いによる保険料の割引制度の実施	7月	簡保資金10兆円
18年 1月	戦争中の臨時的措置として、契約者貸付及び公共貸付（主として、地方公共団体貸付）以外の資金は運用を停止し、大蔵省預金部に預入	9月	成人保険の創設
19年 4月	簡易生命保険及び郵便年金特別会計法の施行	54年 3月	積立金の運用範囲の拡大（資本金40億円以上の自動車運送、通運、航空運送、電気通信の会社が発行する社債）
21年 1月	連合国最高司令官総司令部の指令による積立金（契約者貸付を除く）の運用権停止	9月	男女別保険料制の実施及び簡易保険経験生命表の採用による保険料の引下げ
10月	簡易保険事業の政府独占廃止	56年 3月	集配普通郵便局のオンライン化完了
24年 6月	新簡易生命保険法・同約款及び新郵便年金法・同約款の施行	9月	新郵便年金の実施
	保険金の倍額支払制度の実施		昭和55年12月以前の郵便年金契約に関する特別措置の実施
26年 5月	新ラジオ体操の開始	57年 10月	郵便年金積立金の運用範囲の拡大（外国債（国債、地方債、国際機関債、特殊法人債）、元本補てんの契約のある金銭信託、銀行等への預金）
27年 8月	簡易保険加入者の会発足	58年 1月	財形年金養老保険・財形終身年金保険の創設
10月	剰余金の分配の実施	3月	集配特定郵便局のオンライン業務の開始
28年 4月	積立金の運用再開（契約者貸付、地方債、地方公共団体貸付）	5月	簡保資金20兆円
29年 10月	簡易保険診療所の開設		簡易保険積立金の運用範囲の拡大（外国債（国債、地方債、国債機関債、特殊法人債）、元本補てんの契約のある金銭信託、銀行等への預金）
30年 7月	積立金の運用範囲の拡大（国・政府関係機関、日本住宅公団：債券及び貸付け、農林債券、商工債券）	9月	10倍型特別養老保険（はあとふるプラン（10倍保障型））の創設
10月	簡易保険加入者ホームの開設	59年 9月	基本契約及び特約の保険料の引下げ
34年 6月	家族保険の創設	60年 9月	生存保険金付養老保険（ナイスプラン）の創設
10月	中央連合簡易保険加入者の会結成	10月	集配特定郵便局のオンライン化完了
35年 8月	（財）簡易保険加入者協会設立	61年 1月	簡易保険業務総合機械化システムの更改・拡充を実施（第2次オンライン・システム）
36年 4月	積立金の運用範囲の拡大（長期信用債券、特殊法人：債券及び貸付け、電源開発株式会社：社債及び貸付け）	4月	長期継続配当の実施
37年 4月	簡易保険福祉事業団の設立	6月	保険料・掛金の自動振替払込みの取扱開始
38年 7月	積立金の運用範囲の拡大（電力債）	9月	簡易保険総合健診センターの開設
12月	簡易保険保養センターの開設		簡易保険の加入限度額の改正（1,000万円→一定の条件の下で1,300万円）
39年 4月	2倍型特別養老保険（はあとふるプラン（2倍保障型））の創設		簡保資金30兆円
42年 4月	簡易保険事務センター事務のEDPSによる機械化の実施	62年 3月	無集配郵便局のオンライン業務の開始
44年 7月	簡易保険レクセンターの開設	4月	資金運用部資金法の改正（預託利率の法定制の廃止）
9月	傷害特約制度の創設		夫婦年金の創設
46年 9月	学資保険・特別終身保険の創設		保険金額の増額変更制度の創設
47年 5月	沖縄における簡易保険業務再開		保険料・掛金払込みの口座割引制度の実施
48年 4月	電力債、金融債への長期運用開始	6月	積立金の運用範囲の拡大（社債（資本金60億円以上株式上場会社の公募債））
12月	簡易保険会館の開設		積立金の運用範囲の拡大（簡保事業団に対する貸付け）
49年 1月	個人定期保険の創設		積立金の運用範囲の拡大（外国債（政府保証債、資本金60億円以上の株式又は債券上場会社が発行するもの））
	疾病傷害特約制度の創設		
5月	積立金の運用範囲の拡大（資本金40億円以上のガスの供給、鉄道運送の会社が発行する社債）		
	社債の保有制限を積立金総額の5/100から10/100へ、金融債の保有制限を積立金総額の10/100から20/100へそれぞれ緩和		
50年 4月	5倍型特別養老保険（はあとふるプラン（5倍保障型））・集団定期保険の創設		

	社債、外国債の積立金総額に対する保有限度額をそれぞれ10/100から20/100に緩和	4月	保険料の改定
9月	夫婦保険の創設		定額型終身年金保険の創設
	特約制度の改正（入院保険金の支払要件等の改正）	9月	「かんぼホームページ」の開設
11月	保険金・年金等の郵便振替口座への払込みの取扱開始	9年 1月	特別夫婦年金保険の創設
63年 4月	財形住宅貯蓄保険の創設	4月	据置終身年金保険の加入年齢範囲の下限の5歳引下げ
9月	介護保険金付終身保険（シルバー保険）の創設		貸付利率の軽減取扱開始（被保険者が特定要介護状態になった場合等）
	郵便年金の掛金の一時払制度及び即時年金の創設	6月	積立金の運用範囲の拡大（有価証券信託）
	郵便年金の掛金の前納割引制度及び復活制度の実施	7月	簡保資金100兆円
64年 1月	簡保資金40兆円	10月	「ケア・タウン構想」の実施
平成 元年 6月	積立金の運用範囲の拡大（金融債（全信連債券））	10年 2月	全契約者に対して契約内容を送付
9月	生存保険金付定期保険（マイプラン）の創設	9月	一時払年金保険の保険料の改定
	国債養老保険（マイセット）の創設	10月	簡易保険カードによる取扱いの実施
	郵便年金の特約制度の創設	11年 2月	簡保資金110兆円
2年 4月	歳満期養老保険（フリープラン）の創設	4月	保険料の改定
	簡易保険の基本契約の保険料の引下げ		歳満期特別養老保険（フリープラン（2倍・5倍・10倍保障型））の創設
6月	積立金の運用範囲の拡大（債券の貸付け、社債（資本金60億円以上の株式上場会社の大型私債））		歳満期養老保険の満期年齢の拡大（55歳～65歳→35歳～65歳）
3年 1月	簡保資金50兆円		剰余金の支払方法の改善（保険契約者の請求による支払）
4月	新簡易保険制度の発足		民間金融機関（シティバンク、エヌ・エイ）の預貯金口座への保険金等の振込みの実施
	終身年金保険付終身保険（トータルプランしあわせ）の創設	5月	積立金の運用範囲の拡大（特定社債、特定債権等の譲受業者の発行する社債及び通貨オプション）
	積立金の運用範囲の拡大（資本金40億円以上の海上運送、港湾運送等の会社が発行する社債）	9月	みんなの体操の制定
	簡易保険の年金の居宅払の取扱開始（一定の要件に該当する年金受取人を対象）	12年 1月	ATMを利用した簡易保険カードによる取扱いの実施
7月	簡易保険の年金の加入限度額の改正（初年度年額72万円→90万円）	4月	特定養老保険（一病壮健プラン）の創設
	介護機能付き終身利用型簡易保険加入者ホーム「カーサ・デ・かんぼ浦安」の開設	9月	簡易保険総合健康増進センター「ラフレさいたま」の開設
10月	夫婦年金保険付夫婦保険（トータルプランふうふ）の創設	13年 1月	簡易保険総合情報システムの更改・拡充を実施（第4次オンライン・システム）
4年 4月	加入年齢の引上げ（10年満期養老保険65歳→70歳）	4月	簡保資金120兆円
	積立金の運用範囲の拡大（純資産15億円以上の会社が発行する社債）	7月	積立金の運用範囲の拡大（政府保証債）
8月	簡保資金60兆円	10月	保険料の改定
9月	全郵便局のオンラインネットワーク完成		かんぼコールセンターの開設
10月	職域保険の創設	14年 1月	バイク自賠責保険の取扱いの開始
	生存保険金付養老保険（ニューナイスプラン）の創設	7月	確定拠出終身年金保険の創設
5年 1月	簡易保険業務総合機械化システムの更改・拡充を実施（第3次オンライン・システム）		普通養老保険及び特別養老保険について歳満期に統一
4月	特約制度の改善（特約種類の多様化、特約の利用枠の拡大等）	15年 1月	学資保険及び育英年金付学資保険の保険契約者の加入年齢範囲の上限の引上げ（50歳→55歳）
	積立金の運用範囲の拡大（純資産15億円以上の国内又は外国の株式又は債券上場会社である外国法人が発行する債券）	4月	一時払年金保険等の保険料の改定
6月	積立金の運用範囲の拡大（コマーシャル・ペーパー）		日本郵政公社の設立（簡易保険福祉事業団の廃止）
10月	「かんぼ健康増進支援事業」の実施		簡易保険事務センターの再編整理に伴う一部事務移管
11月	簡保資金70兆円		年金商品の改善（年金額の定額型化、保証期間なしの終身年金保険の創設）
6年 1月	育英年金付学資保険（育英学資）の創設		学資保険等の改善（保険契約者の加入年齢範囲の下限の引下げ（20歳→男性18歳、女性16歳）、22歳満期学資保険の創設等）
4月	保険料の改定		簡保資金の運用方法の拡大（信託会社への信託）
6月	積立金の運用範囲の拡大（簡保事業団に対する運用委託、債券の先物及びオプション、外国債の取得制限（1回の発行額の6/10以内）の撤廃（外国の政府・地方公共団体・特殊法人、国際機関が発行する債券））	7月	簡保資金の運用方法の拡大（コール資金の貸付け、投資一任付き特定信託）
7年 1月	簡保資金80兆円		終身保険の改善（2倍型終身保険及び5倍型終身保険（ながいきくんくばらんす型2・5倍））の創設
3月	「かんぼ健康電話相談サービス」の実施		特別養老保険の改善（2倍型特別養老保険の満期年齢の拡大（70歳→75歳））
4月	介護割増年金付終身年金保険（シルバー年金あんしん）の創設	17年 4月	簡易保険事務センターの再編（7か所→5か所）
	「医療・介護関連情報の提供サービス」の実施		「かんぼコールセンター」によるお客さま相談の全国実施
5月	積立金の運用範囲の拡大（先物外国為替、貸付債権の範囲の拡大（地方債・政府関係機関債・金融債・外国債））	18年 4月	民間金融機関の預金口座からの保険料の口座払込みの実施
10月	非常取扱制度の改善		民間金融機関の預貯金口座への保険金等の振込みの実施
8年 2月	簡保資金90兆円		